

## 郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰等に伴い経営コストが増加している中、売上げが減少した中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する者をいう。以下同じ。）の負担軽減及び経営の安定化を図るため、中小企業者に対し、予算の範囲内で郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(給付金の交付の対象者)

第2条 給付金の交付の対象となる中小企業者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和4年4月1日以降に、市長から中小企業信用保険法第2条第5項第4号又は第5号の認定を受けた者
- (2) 本給付金の交付の申請日において市内で事業を継続しており、交付の決定後においても市内で事業を継続する意思を有する市内在住の個人事業主又は市内に主たる事業所を有する法人
- (3) 事業を継続するために融資（郡山市中小企業融資制度要綱（平成17年4月1日制定）第18条第2項に規定するみらい創造融資及び第20条第1項に規定する災害対策資金融資を除く。）を受け、当該融資に第1号に規定する認定を要件とした、福島県信用保証協会の信用保証を付された者
- (4) 市税（個人市民税、法人市民税、固定資産税（都市計画税を含む。）、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税をいう。）を滞納していない者
- (5) 代表者又は役員が郡山市暴力団排除条例（平成24年条例第46号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でない者
- (6) 過去に本要綱に基づく給付金の交付を受けていない者

(給付金の額)

第3条 給付金の額は、1事業者当たり5万円とする。

(給付金の交付の対象期間)

第4条 給付金の交付の対象期間は、施行の日から令和6年3月31日までとする。

(給付金の交付の申請)

第5条 給付金の交付の申請をしようとする者は、令和6年3月31日までに、郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 同意書兼誓約書（第2号様式）
- (2) 信用保証の制度が確認できるもの（福島県信用保証協会の発行するものに限る。）
- (3) 振込先口座を確認できるもの
- (4) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項に規定する給付金の交付の申請は、規則第4条の2第3項の規定により事業の実績に基づき精算額で行うものとする。

(給付金の交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、給付金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、給付金を交付しないことを決定したときは、速やかに、郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(給付金の額の確定)

第7条 規則第15条第3項の規定により同条第1項の補助金等交付額確定通知書は、省略するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

年 月 日

郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金申請書

郡山市長

申請者 所在地又は住所  
事業者名  
代表者 役職名・氏名  
電子メールアドレス

(自署又は記名押印)

次の事業について、給付金の交付を受けたいので、郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 申請内容

申請金額	50,000 円
------	----------

2 給付金振込口座

給付金 振込口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義	

3 添付書類

- (1)同意書兼誓約書(第2号様式)
- (2)信用保証の制度が確認できるもの(福島県信用保証協会の発行するものに限る。)
- (3)振込先口座を確認できるもの

担当者名	
電話番号	
営業時間外連絡先	

## 同意書兼誓約書

年 月 日

郡 山 市 長

所在地  
申請者 又は住所 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
氏名又は法人名 \_\_\_\_\_

(フリガナ)  
代表者氏名 \_\_\_\_\_

(自署又は記名押印)

電話番号 \_\_\_\_\_

郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金の申請に当たり、下記の事項について同意及び誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

### 記

#### 【同意事項】

税務担当課へ次の税目の納付状況(税目・税額・申告の有無等)の照会に関すること。  
(確認税目)

個人市民税、法人市民税、固定資産税(都市計画税を含む。)、軽自動車税、事業所税、入湯税及び国民健康保険税

#### 【誓約事項】

- 1 給付金の交付の申請日において市内で事業を継続し、給付金の交付の決定後においても市内で事業を継続する意思があること。
- 2 第1号様式に記入した内容及び添付書類に虚偽又は誤りがないこと。
- 3 市税の滞納がないこと。
- 4 郡山市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。

第3号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金不交付決定通知書

郡山市長 品 川 萬 里



年 月 日付で申請された郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金について、下記の理由により交付しないことと決定したので郡山市中小企業者エネルギー価格高騰対策支援給付金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

(理由)